

報告第2号

専決処分について

次の事項について、令和3年7月5日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市奴国の丘歴史公園における児童の負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

春日市奴国の丘歴史公園における児童の負傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市奴国の丘歴史公園における児童の負傷事故に伴う損害賠償の額(既に決定した部分を除く。)の決定について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月5日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市〇〇〇〇丁目〇〇番地

〇〇 〇〇

2 事故の概要

平成27年8月18日(火)午後7時頃、相手方が春日市奴国の丘歴史公園を利用中に、遊歩道で転倒し、側溝の蓋(グレーチング)の鋭利な部分で右足を負傷したものである。

3 損害賠償額

1,500,000円